

# 省エネ（熱損失防止）改修を行った住宅の 固定資産税の減額措置

（令和 6 年 4 月 1 日作成）

省エネ改修された住宅で、次の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます。

## 1 要件

### (1) 改修住宅

ア 平成 20 年 1 月 1 日以前からある住宅〔専用住宅、併用住宅（居住部分の割合が 2 分の 1 以上）、賃貸住宅は徐く〕

イ 改修後の住宅の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること

### (2) 減額対象工事

ア 窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）

イ 天井、床、壁（外気等と接するものの工事に限る）の断熱改修工事（窓の改修工事を含む）

- ・ 窓の改修工事をしない断熱工事は適用外です。
- ・ 改修工事により、それぞれの改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの

### (3) 工事費用

減額対象工事費用の合計が 50 万円以上のもの  
ただし、補助金等を充てる部分を除く

### (4) 工事期間

令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が完了したもの

## 2 提出書類

(1) 減額申告書

(2) 省エネ改修の領収書

(3) 省エネ基準に新たに適合することになった証明書

※ 登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの

## 3 申告期限

改修工事完了後 3 か月以内

#### 4 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度のみです。

#### 5 減額される税額（居住部分のみで都市計画税は対象外です。）

改修住宅の固定資産税額の3分の1を減額します。

ただし、1戸あたり120㎡相当分までです。

※ 各種の軽減制度の内、省エネ改修とバリアフリー改修の減額度は併せて適用（1戸あたり100㎡分までを3分の2、100㎡を超え120㎡分までを3分の1減額）することが可能です。

#### 6 申告及びお問い合わせ先

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所資産税課家屋償却資産担当

電話 0463-82-5111（代表）内線 2236・2237・2238

0463-82-7391（直通）